京田辺市都市公園におけるドローン等の飛行に関する取扱い基準

策定　令和８年１０月１５日

都市公園におけるドローンやラジコン機等の小型無人機※（以下「ドローン等」という。）の飛行は、落下や衝突による公園利用者への危険、公園施設の損傷、プロペラの騒音やカメラ等によるプライバシー侵害など、公園利用者や近隣住民に迷惑を及ぼすおそれがあります。

このため、京田辺市都市公園条例第４条（行為の禁止）第９号の「都市公園の利用及び管理に支障のある行為」に該当するおそれがあります。

一方、ドローン等は、近年、様々な分野で活用されていることから、都市公園内においても、公益性が高いものや公園の利用促進につながるものについては、一定の要件を満たし、安全性が確認できる場合、飛行を認めることができるものとします。

ついては、京田辺市都市公園におけるドローン等の飛行に関する取扱い基準を下記のとおり定めます。

※　航空の用に供することができる機器であって、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。重量１００グラム未満の機器を含む。

記

１．許可対象

公園内におけるドローン等の飛行は、公園利用に大きな支障が生じない範囲で、以下のものに限り認めることができる。

（１）　行商、募金その他これらに類する行為をすること。

（２）　業として、写真又は映画を撮影すること。

（３）　興業を行うこと。

（４）　競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

２．許可条件

（１）　航空法に基づく許可又は承認が必要な飛行については、許可又は承認を取得していること。なお、許可又は承認が不要な飛行については、下記２（２）に準じた対策等を講じていること。

（２）　公園利用者の安全を確保するため、以下の対策を講じていること。

ア　国の定める基準に基づき、安全対策を講じていること。

イ　ドローンの飛行区域（離発着場からの移動飛行も含む。）は、カラーコーンやロープ等で囲ったうえで、人が立ち入らないよう貼紙等で明示を行うとともに、必要に応じて監視員を配置し、公園利用者の上空を飛行させないこと。

ウ　イに加え、国の基準により立入禁止区域を設ける必要がある場合（催し場所上空で飛行させる場合等）は、当該立入禁止区域も含めて、イと同様の対応を行うこと。

エ　事故等が発生した場合は、許可を受けた者の責任において対応できるよう、十分な補償が可能な保険への加入等、必要な措置を講じていること。

オ　近隣住民等に対し、必要に応じて飛行に係る事前説明等を行うこと。

カ　ドローンの飛行区域、離発着場の設置箇所及びドローンの飛行時間については、通常の公園利用に大きな支障が生じないことを前提に、ドローンの飛行の目的に必要な最小限の範囲とし、公園管理者との協議により決定すること。

キ　その他、公園管理者が指示した事項に従うこと。

３．その他

（１）大規模な事故や災害が発生した場合等、緊急時における飛行で、本市が特別に認める場合は、この許可基準の限りではない。

（２）この基準に定めのない事項については、個別に協議の上、決定するものとする。